

匝瑳市農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年9月

千葉県匝瑳市



## 目 次

第 1	はじめに	1
第 2	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な目標	1
1	市の概況	1
2	本市農業の課題	1
3	本市農政展開の基本的な考え方	3
4	農業経営基盤の強化の促進に向けた取組の方向	4
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保及び育成の方向	6
6	本市における農業生産の取組方向	7
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
1	効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
2	営農類型ごとの指標	10
第 4	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	24
1	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき指標	24
2	営農類型ごとの指標	25
第 5	第 3 及び第 4 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	31
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	31
2	本市が主体的に行う取組	31
3	関係機関の連携・役割分担の考え方	32
4	本市が主体的に行う取組就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保及び育成のための情報収集・相互提供	32
第 6	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	33
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	33
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	33
第 7	農業経営基盤強化促進事業に関する基本的な事項	35
1	農業経営基盤強化促進事業について	35
2	法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法に関する事項	35
3	法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準に関する事項	36
4	法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	36
5	利用権設定等促進事業に関する事項	36
6	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	42
7	委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	45
8	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	46
9	効率的かつ安定的な農業経営の確保及び育成に向けた積極的な取組に関する事項	46

10	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	47
11	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保及び育成に関する事項	47
第8	その他	48
別紙1	(第7の5(1)⑥関係)	49
別紙2	(第7の5(2)関係)	50

## 第1 はじめに

本市において効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けた農用地の利用の集積や、農業経営基盤の強化等を促進することを目的とし、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、匝瑳市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「本構想」という。）を定める。

## 第2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な目標

### 1 市の概況

匝瑳市は、千葉県北東部に位置し、東京から約70km圏内、千葉市から約40km圏内にある。

平成18年1月23日に旧八日市場市と旧野栄町が合併して誕生した本市は、面積が101.52平方kmで、東は旭市、西は山武郡横芝光町、北は香取市及び香取郡多古町に接し、南は太平洋に面している。

本市は、美しい緑と海に囲まれた自然豊かな田園都市である。北部は谷津田が入り組んだ複雑な台地部となっており、里山の自然が多く残されている。北東部には「千瀉八万石」といわれる県内屈指の穀倉地帯が、南部には植木畑や田園地帯が広がっており、南端は九十九里海岸に面している。

気候は、夏は涼しく冬暖かい海洋性気候で、年平均気温は約16度で、冬でも降雪はほとんど見られない。

本市は、農業生産額が県内トップクラスである海匠地域を支える産地である。大消費地である首都圏からも近く、温暖な気候や恵まれた生産条件を活かして、稲作、畜産、野菜、植木等を中心に、多彩で特色ある農業が展開されている。

### 2 本市農業の課題

#### (1) 農業構造のせい弱化への対応

我が国の農業は、高齢化の進展や後継者の不足等による農業従事者の大幅な減少をはじめ、様々な構造的な問題に直面している。本市も例外ではなく、2020年（令和2年）農林業センサスにおける本市の販売農家数は1,052戸で、前回の2015年（平成27年）の1,463戸と比較して411戸（28.1%）も減少している。

また、2020年（令和2年）農林業センサスにおける本市農業従事者2,514人のうち、65歳以上の農業従事者は1,250人であり、全体の約49%を占めていることから、農業従事者の高齢化が進行している。

このような農業労働力の減少に加え、自然環境や国土の保全、水源のかん養等の農業が持つ多面的機能の低下を回避するためには、地域農業の担い手の確保・育成を進め、それらが農業生産の相当部分を担っていくような農業構造の確立が必要である。

#### (2) 人口減少や高齢化の進展による集落機能の低下への対応

農村は、食料生産機能に加え、国土や自然環境の保全をはじめとする多面的

機能を有している。

また、人々の価値観が心のゆとりや豊かな暮らしを求める方向に変化する中で、美しい景観や豊かな自然のある農村への期待は増加している。

しかしながら、人口減少や高齢化の進展により、生産活動や集落機能が低下し、それに伴い野生鳥獣による生産物への被害や遊休農地が拡大している。本市においても、この傾向は例外ではない。

このことから、自然豊かな景観や伝統文化等の本市の魅力的な資源の保全・発掘・活用を通じた本市の活性化が求められている。

(3) 農業のグローバル化への対応

近年、幅広い分野において、人やモノ、情報等の流動が世界的規模で拡大している。中でも貿易の分野では、国際的な貿易交渉の進展に伴い、関税率の引き下げ等による一層の市場開放が進んでいる。

その一方で、食料輸出国の輸出規制や、原油や原材料等の価格高騰等、国際情勢の変化は農業経営にも大きな影響を及ぼしている。

安価な輸入農産物の増加による国産品価格の低迷や、産地間競争の激化という困難な状況下で、本市農業の持続的な発展を目指すためには、生産現場の体質の強化や、生産性の向上、付加価値の向上等が求められている。

(4) 食の安全・安心志向の高まりと消費者ニーズの多様化への対応

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生や、食品の偽装表示、輸入野菜の残留農薬、遺伝子組み換え作物等の食をめぐる問題を契機として、消費者の食の安全性に対する関心は高まっている。

また、多様化する消費者ニーズを踏まえた食の安全・安心の確保や、販売戦略の確立が急務である。

(5) デジタル社会の進展への対応

少子高齢化や人口減少の進展に伴い、産業競争力の強化や地域社会の活力低下が懸念されている。このような課題を克服すべく、社会全体でデジタル技術の活用が加速する中、農業分野においても、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、農業におけるデジタルトランスフォーメーション、いわゆる農業DXの実現が求められている。

(6) 頻発する自然災害や家畜伝染病への対応

地球温暖化等をはじめとする気候変動の影響により、全国各地で記録的な豪雨や台風等が頻発し、農業の持続性を脅かす重大なリスクとなっている。今後、気候変動による自然災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、農業施設の防災機能の強化や、農業版BCP作成等による、ハード・ソフト両面での防災・減災対策や地域防災力の強化が求められている。

また、近年は高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生し、本市の畜産業に甚大な被害を及ぼしている。加えて、関東近県では豚熱が発生しており、アフリカ豚熱の国内への侵入リスクも高まっていることから、家畜伝染病の発生及びまん延防止のため、防疫対策を徹底する必要がある。

(7) 国内外における SDGs や環境への関心の高まり

2015年(平成27年)の国連サミットにおける「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択以降、SDGsに対する国際的関心が高まっており、我が国においてもSDGsの取組が公民を問わず推進されている。

SDGsの推進に伴い、環境に対する関心が高まる中、農業の持続的発展を図るためには、農業に起因する環境負荷の軽減を図りつつ、豊かな環境を維持することが不可欠である。食料の安定供給・農業の持続的発展と、環境保全の両立が求められている。

### 3 本市農政展開の基本的な考え方

上記2で示した本市農業が直面する課題の解決に向け、本市は、県の基本方針に基づき、以下の8つの取組を総合的に進めることで、経営環境の改善を図り、もって魅力ある匝瑳市農業を展開していく。

(1) 次世代を担う人材の確保及び育成

本市農業をけん引する経営体を確保し、育成するため、千葉県農業者総合支援センター、他市町村、一般社団法人 千葉県農業会議、公益社団法人 千葉県園芸協会等の関係機関と連携し、農業経営体の法人化や、地域農業や集落機能を支える小規模農家等の取組を支援する。

また、新規就農者等の確保・定着や、企業による農業参入を推進するため、就農・参入等の相談体制の整備や、地域計画の策定、担い手への農地の集積・集約化、雇用導入に向けた取組等を進める。

(2) 農業の成長力の強化

産地収益力の強化や農業所得の向上を図るため、先進的な農業経営体の育成を進めるとともに、複合経営や耕畜連携、有機農業等による経営基盤の確立を支援する。

併せて、効率的で生産性の高い農業経営の実現に向け、機械化の推進や集出荷施設の再編整備、既存の水利施設の長寿命化対策等による安定的な農業用水の確保を図る。

また、ほ場の大区画化・汎用化等による生産性の向上やコスト削減等の取組を促進するとともに、作業の省力化や生産性の向上につながるスマート農業の技術導入を支援する。

さらに、優良農地の確保と荒廃農地の発生防止・解消のため、農地制度の適切な運用や、地域の話合いに基づく農地の集積・集約化、最適な土地利用の推進に取り組む。

(3) 市場動向をとらえた販売力の強化

加工・業務用需要の拡大等の市場動向を捉えた、産地の流通販売体制の整備を推進するとともに、地域のブランド農産物や6次産業化、地産地消やグリーン・ブルーツーリズムの推進、地域資源を活用した魅力ある商品開発の支援と戦略的なプロモーションに取り組む。

- (4) 消費者に選ばれる安全・安心な農産物の生産と地元産ブランドの構築  
本市が、国内有数の農業県である千葉県を支える産地としての存在感を発揮し、市民が農を身近に感じられるように、また、激しさを増す国内外の産地間競争を勝ち抜くために、「ちばエコ農産物」に代表される安全・安心な農産物の生産と供給を拡大し、市民はもとより多くの消費者に積極的に選んでもらえる農産物の生産を目指す。  
そのため、他産地と差別化した地元産ブランドの確立を図るとともに、消費者と生産者のお互いの顔が見えるような新たな流通システムの構築を目指す。  
さらに、シティプロモーションやトップセールス、ふるさと納税制度の返礼品等の関連事業を通じて、地元農産物の知名度向上やイメージアップ、販路拡大に取り組む。
- (5) 経営感覚に優れ、元気で独自性のある個性的な経営体の育成  
新たな発想と創意工夫により高所得の実現を目指す元気な経営体の確保・育成を図り、高度な生産技術の普及に努めるとともに、健康・観光・食品産業等の他産業との連携による経営拡大の方策を検討する。
- (6) 元気な経営体を地域全体で支える安定的な生産の場の確保  
元気な経営体の経営の安定化や規模拡大にも資するよう、効率的で生産性の高い生産基盤の整備や、農用地の利用集積等を一層推進する。  
さらに、地域の話合い等による合意のもとで、地域の実情に即した営農体制の整備を促進する。
- (7) 地域の創意工夫による魅力ある農村づくり  
農業生産の場である農村地域の活性化や多面的機能の維持・発揮に向けて、地域農業者のみならず、多様な主体の参画により、みんなの知恵と力を合わせた、いきいきとした地域づくりを進める。  
また、農産物の直接販売やグリーン・ブルーツーリズムの推進等によって、都市と農村との多様な交流を促進する。
- (8) 災害等への危機管理の強化  
農村の安全・安心な暮らしや、農業者の安定した経営を実現するため、ハード・ソフト両面での防災・減災対策に取り組む。また、農業者の経営リスクの低減に向けた取組を推進するとともに、被害が発生した際は関係機関と連携し、農業施設等の早期復旧を図る。  
加えて、被害拡大が懸念される病害虫、有害鳥獣、家畜伝染病、外来生物等の侵入・定着・拡大の防止に向けた対策を推進する。

#### 4 農業経営基盤の強化の促進に向けた取組の方向

上記3で示した本市農政展開の基本的な考え方に即して各種施策を展開し、本市農業・農村の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立や、意欲と能力のある経営感覚に優れた担い手の確保と育成、担い手に対する農用地の利用集積を進めていくことが重要である。

そのため、本市は、本構想において目指すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標



を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積や経営の合理化をはじめとする農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じる。

また、集落や地域での話合いに基づく地域計画や、実質化された人・農地プランにより、農地集積や新規就農・経営継承を促し、農業経営の体質強化を図る。

今後、更なる増加が懸念される遊休農地については、担い手への農用地の利用集積を図ることを基本として、その発生防止や農用地としての効率的な利用を目指す。

さらに、担い手確保の見通し等を踏まえ、事業を実施することが適当であると認められた地域においては、農地中間管理事業の積極的な活用を促し、新規参入の促進と遊休農地の有効利用を図る。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

人々が農業を魅力とやりがいのある職業として選択し、意欲を持って取り組んでいくためには、農業に従事することで、地域における他産業と比較して遜色のない労働条件と収入を得られることが必要である。

そこで、本市においては、現に本市及びその周辺地域で展開されている経営事例を踏まえ、必要に応じて雇用労働力を導入し、地域における他産業並みの年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）を維持しつつ、他産業並みの生涯所得を可能とする年間農業所得（主たる従事者1人当たり520万円程度）を実現し得る農業経営を行う者を「効率的かつ安定的な農業経営体」として位置づけ、その確保・育成に努める。

また、その育成に資するよう、低利融資等の農業金融対策の効果的な活用を図るとともに、経営管理能力や対外的な信用の向上のため、家族経営協定の締結や法人化等を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な経営を支える組織の育成

効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成に資するよう、担い手に対する農地の集約化や農地利用関係の再構築を図るため、農地の効率的・総合的な利用の目指すべき姿を示した目標地図を含む地域計画を策定する。

併せて、農業用の機械や施設の導入を支援する事業や融資の活用や、経営管理の高度化、安定的な雇用の確保、法人化等を推進する。

また、地域には、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家のほかにも、小規模な兼業農家や土地持ち非農家等が存在する。それらが相互に支え合い、地域農業の維持・発展を図っていくことが重要である。

(3) 効率的かつ安定的な経営体の育成に関する支援

本市は、これまでも関係機関・団体等と連携しながら、認定農業者制度の普及促進に取り組んできた。今後も、千葉県農業再生協議会や匝瑳市農業再生協議会との連携のもと、自主的かつ計画的に農業経営の改善に取り組もうとする農業者に対して、農業経営改善計画の達成に向けた生産方式の導入や、経営管理の合理化等、経営体の資質向上に係る支援や助言等を推進する。

また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検・見直しや、新たな計

画の作成指導等を通じて、再認定を促進する。

(4) 多様な人材の参加による地域づくり

農業従事者の半数を占める女性農業者は、地域農業の重要な担い手であるだけでなく、農産物の加工や直売、地域イベント等での交流活動等を通じて、地域の活性化にも大きく貢献している。

また、農業は、個人の希望や能力等に応じて、生涯にわたって従事することが可能であることから、高齢者についてはその知識と経験を活かして、障害者については状態や能力、特性に応じて、生産活動や地域活動への積極的な参加が促進されている。

このことから、本市は県や関係機関等と連携しながら、いきいきとした農村づくりに向け、女性農業者や高齢者、障害者をはじめ、移住者や移住希望者、企業等の地域内外の多様な主体が、農業経営や地域社会の活動に主体的に参画できるような環境の整備を進める。

さらに、農業・農村が持つ、自然環境や国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の重要性について都市住民の理解を深めていくことは、今後の農業・農村の持続的な発展のためにも不可欠であることから、農産物の直売やグリーン・ブルーツーリズムの推進等による都市農村交流の活性化を図る。

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保及び育成の方向

農業は本市の主要産業であるが、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷等により、農業を取り巻く環境はとりわけ厳しいものとなっている。平成30年度から令和4年度までに新たに認定を受けた認定新規就農者は7人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっている。

このような状況の中で、本市農業の活性化及び生産量の維持、拡大を図るためには、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手を確保することが重要である。

このため、認定新規就農者制度等の各種制度を周知・活用することにより、青年等の就農を促進し、経営感覚に優れた意欲ある農業者の計画的な確保・育成を図る。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保

新規学卒の農家子弟に加え、他産業に従事した後に就農する農家子弟や非農家、他産業からの新規就農者をいかに増加させていくかが重要である。

このため、本市では、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、関係機関・団体等の協力を受けて、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図るとともに、本市農業の持続的な発展のため、新規就農者を年間2人程度確保することを目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標

本市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たり270万円程度）を目標とする。

- (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保及び育成に向けた本市の取組  
 新たに農業経営を営もうとする青年等を確保し、育成していくためには、就農相談から就農後の経営定着に至るまでの各段階に応じたきめ細かな支援が重要である。

このため、就農希望者に対して、農地については、匠瑳市農業委員会や農地中間管理機構による紹介を、技術や経理面については、海匠農業事務所改良普及課をはじめとする関係機関や指導農業士等と連携した指導等により、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

- (4) 地域ごとに推進する取組

本市の各地域内における新たに農業経営を営もうとする青年等の確保については、本市の地理的条件を生かして展開されている多彩な農業の現状と可能性を踏まえ、新規就農者が一定の所得の確保と安定的な経営が行えるよう支援するとともに、地域に定着できるような経営体への成長を促進する。

## 6 本市における農業生産の取組方向

本市農業の持続的な発展を図っていくためには、農業生産の現状とその可能性を再認識し、目指すべき将来像を明らかにした上で、その実現に寄与するような担い手の確保・育成を進めることが肝要である。

本市の農業生産の現状と目指すべき将来像を示すと、以下のとおりである。

- (1) 現状

本市は、農業を基幹産業として発展を遂げてきたが、社会情勢の変化とともに農業従事者の減少や兼業化が進行しており、農業の担い手不足が深刻化している。本市の2020年（令和2年）農林業センサスにおける主業農家数が299戸であるのに対して、準主業・副業的農家数の合計は750戸である。また、2020年（令和2年）の農業従事者数は2,514人で、2015年（平成27年）の3,769人と比べて1,255人（33.2%）減少している。

経営耕地では、2020年（令和2年）の1戸当たりの耕地面積は222.5aであり、2015年（平成27年）の193.8aと比べて28.7a増加するなど、農業経営の規模拡大を反映している。このような状況を背景として、農地流動化の一層の進展が見込まれるため、担い手への農地の集積を図る必要がある。

部門別に見ると、水稻については、基盤整備の進んだ優良な水田にも恵まれ、大部分の経営体で作付けされている。水稻は本市の基幹産物として重要な位置にあり、作物統計における令和4年産作付面積は2,400haである。

また、本市は県内トップクラスの農業産出額を誇る海匠地域の一翼を担っており、ねぎ、トマト、きゅうり、ピーマンをはじめとして、野菜・花き等の産地が形成されている。先端技術を活用した施設等の導入や、大型集出荷場の整備が進む等、県内でも有数の園芸産地である。中でも、本市の特産である植木栽培の歴史は古く、平和地区、共興地区、野田地区、栄地区を中心として、約340haの植木畑が広がっている。イヌマキ、ゴヨウマツ、キャラボク等の造形

物を中心に緑化木が生産され、日本有数の植木産地となっている。

畜産については、都市化の進展等により飼養戸数及び飼養頭羽数は減少傾向にあるが、経済的メリットの高い繁殖肥育一貫経営を主体とした大規模化が図られている。

(2) 将来像

本市は、豊かな土地資源と生産基盤を有しており、将来においても千葉県、ひいては首都圏における食の供給基地として発展を続けるものと考えられる。

生産の安定化や高品質の確保を可能とするかんがい排水施設等とともに、広域集出荷施設や貯蔵施設等の整備が進められており、優良品種の導入や栽培技術の高度化と相まって、収益性の高い野菜や畜産の産地が形成される。

また、農産物の直接販売やグリーン・ブルーツーリズムに対応した新しい農業も展開される。

花き類についても、常に変化する消費者ニーズに対応するため、流通販売業との連携による品種選定や生産販売を可能とする体制が確立される。

水田地帯においては、ほ場の大区画化や高度利用のための用排水施設の整備が進む中で、認定農業者を中心とした担い手や農作業受託組織に農地が集積され、経営規模の拡大と低コスト化による生産性の高い水田農業が展開される。

また、野菜や花き類等の園芸作物と水稻を組み合わせた複合経営もより一層進展している。そして、汎用水田を活用した粗飼料生産や、家畜排泄物の堆肥としての再利用等、地域の畜産農家と連携がさらに進展する。

畜産農家では、混住化や経営規模の大型化等に応じた、総合的な畜産環境保全対策等による衛生対策の強化を図るとともに、高品質な家畜の改良増殖や省力管理技術の開発が進み、経営の安定化を図られる。



第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 効率的かつ安定的な農業経営の指標

現に本市で展開されている経営事例を踏まえ、農業経営体の大多数を占める家族経営が次世代へ向けて継続的に発展していくことを目指し、第2の4で示した目標の達成を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型を例示すると、以下のとおりである。

組織形態	営農類型
個別経営体	水稻専作
	露地野菜専作（ねぎ）
	施設野菜専作（大玉トマト）
	施設野菜専作（ミニトマト）
	施設野菜専作（促成きゅうり＋夏秋トマト）
	施設野菜専業（促成ピーマン）
	施設野菜専作（いちご）
	植木専作
	施設花き専作
	酪農専業
	肉用牛専業
	養豚専業
	採卵鶏専業
組織経営体	水稻専作

※1 個別経営体（家族経営）

個別経営体（家族経営）とは、個人又は法人の経営形態で、労働力構成として経営主1名とその家族（後継者等1名を含む）及び雇用労働者1～2名程度で営まれることを想定している。

※2 個別経営体（法人経営）

個別経営体（法人経営）とは、法人格を有した農業経営体のうち、常時雇用者が確保され、年間農業所得がおおよそ1,000万円以上確保されていることを想定している。

※3 組織経営体（営農組合）

組織経営体（営農組合）とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又は、これと併せて農作業を受託する組織であって、農事組合法人、株式会社や合同会社等のほか、経理の一元化等の一定の要件を備えた集落営農についても対象として想定している。

## 2 営農類型ごとの指標

### 個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
水稲専作	水田 25ha うち自作地 2ha うち借入地 23ha  労働力 家族 3名 主たる従事者 1名 補助 2名  雇用 1名	所得 577 万円  労働時間 6,750 時間	[資本装備] トラクター (60・40ps) 田植機 (6条) コンバイン (6条) 畦塗機・播種機・育苗機 ドライブハロー 乾燥機 トラック・軽トラック フォークリフト パイプハウス、作業場、格納庫 [技術内容] 移植栽培 収穫期間を1ヶ月とる計画的な作付け 低コスト・省力化 スマート農業機械等の導入 良質米生産技術	長期間安定借地  ほ場の集約化  ほ場別栽培記録  パソコン等の活用による経営 労務管理  複式簿記記帳  販路拡大  フレコン出荷  農業経営基盤強化準備金の活用	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
【算定根拠】					
農業粗収益		—	農業経営費	=	所得
2,520 万円			1,943 万円		577 万円
1	品目および規模			4	所得率
	コシヒカリ 120,000 m <sup>2</sup>				22.9%
	ふさおとめ他 50,000 m <sup>2</sup>			5	単位規模当たり労働時間
	飼料用米 80,000 m <sup>2</sup>				27 時間/10 a
2	生産量			6	労働時間
	コシヒカリ 68,880 kg (574 kg/10 a)				6,750 時間
	ふさおとめ 28,700 kg (574 kg/10 a)			7	補助者・雇用者の労働時間
	飼料用米 48,000 kg (600 kg/10 a)				補助者 4,000 時間
					雇用者 750 時間
3	単価			8	1時間当たり雇用労賃
	コシヒカリ 183 円/kg				1,100 円
	ふさおとめ 173 円/kg			9	10 a 当たり地代
	飼料用米 19 円/kg (交付金 84,000 円/10a)				23,500 円

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
露地野菜 専作 (ねぎ)	畑 13,000 m <sup>2</sup>  労働力 家族 3名 主たる従事者 1名 補助 2名	所得 630 万円  労働時間 5,044 時間	[資本装備] トラクター 定植機 動力噴霧器 管理機 掘取機 皮むき機 トラック 育苗ハウス 作業場 [技術内容] 出荷期間の長期化 土づくりとセル成型 苗利用による出荷量の安定	一部育苗から定植までの委託  一元有利販売  パソコン等の活用による経営 労務管理  複式簿記の記帳	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<b>【算定根拠】</b>	農業粗収益 1,550 万円	－	農業経営費 920 万円	=	所得 630 万円
1 品目および規模	秋冬ねぎ 10,000 m <sup>2</sup> 夏ねぎ 3,000 m <sup>2</sup>			6	労働時間 5,044 時間
2 生産量	秋冬ねぎ 40,000 kg (4,000 kg/10 a) 夏ねぎ 9,600 kg (3,200 kg/10 a)			7	補助者の労働時間 補助者 3,044 時間
3 単価	秋冬ねぎ 300 円/kg 夏ねぎ 364 円/kg				
4 所得率	40.6%				
5 単位規模当たり労働時間	秋冬ねぎ 379 時間/10 a 夏ねぎ 418 時間/10 a				

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 専作 (大玉トマト)	鉄骨ハウス 5,000 m <sup>2</sup>  労働力 家族 3名 主たる従事者 1名 補助 2名	所得 540 万円  労働時間 4,443 時間	[資本装備] 鉄骨ハウス トラクター 灌水装置 暖房機 貨物自動車 [技術内容] 土作り 土壌分析による合理的な施肥管理 優良品種の選定 防虫網の展開 省力化技術の導入	選果場の利用  育苗管理の委託  パソコン等の活用による経営 労務管理  複式簿記の記帳	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】 農業粗収益 - 農業経営費 = 所得 1,444 万円 904 万円 540 万円</p> <p>1 品目および規模 6 労働時間 促成トマト 2,000 m<sup>2</sup> 4,443 時間 抑制トマト 3,000 m<sup>2</sup> 7 補助者の労働時間 2 生産量 補助者 2,443 時間 促成トマト 16,000 kg (8,000 kg/10 a) 抑制トマト 18,000 kg (6,000 kg/10 a) 3 単 価 促成トマト 341 円/kg 抑制トマト 499 円/kg 4 所得率 37.3% 5 単位規模当たり労働時間 促成トマト 1,248 時間/10 a 抑制トマト 649 時間/10 a</p>					



個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 専作 (ミニトマト)	鉄骨ハウス 3,000 m <sup>2</sup>  労働力 家族 3名 主たる従事者 1名 補助 2名	所得 529 万円  労働時間 3,600 時間	[資本装備] 鉄骨ハウス トラクター 灌水装置 暖房機 貨物自動車 [技術内容] 土作り 土壌分析による合理的な施肥管理 優良品種の選定 交配作業の効率化 (マルハナバチ) 防虫網の展開 省力化技術の導入	選果場の利用  育苗管理の委託  パソコン等の活用による経営 労務管理  複式簿記の記帳	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】 農業粗収益 ー 農業経営費 = 所得 1,763 万円 1,234 万円 529 万円</p> <p>1 品目及び規模 6 労働時間 ミニトマト 3,000 m<sup>2</sup> 3,600 時間</p> <p>2 生産量 7 補助者の労働時間 37,500 kg (12,500 kg/10 a) 補助者 1,600 時間</p> <p>3 単 価 470 円/kg</p> <p>4 所得率 30.0%</p> <p>5 単位規模当たり労働時間 1,200 時間/10 a</p>					

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 専作 （促成きゅうり＋夏秋トマト）	鉄骨ハウス 3,500 m <sup>2</sup>  労働力 家族 3名 主たる従事者 1名 補助 2名	所得 540 万円  労働時間 5,635 時間	[資本装備] 鉄骨ハウス トラクター 灌水装置 暖房機 貨物自動車 [技術内容] 土作り 土壌分析による合理的な施肥管理 優良品種の選定 防虫網の利用 省力化技術の導入	選果場の利用  育苗管理の委託  パソコン等の活用による経営 労務管理  複式簿記の記帳	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】 農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 所得 2,031 万円 1,491 万円 540 万円</p> <p>1 品目及び規模 6 労働時間 促成きゅうり 3,500 m<sup>2</sup> 5,635 時間 夏秋トマト 3,500 m<sup>2</sup> 7 補助者の労働時間 2 生産量 補助者 3,635 時間 促成きゅうり 54,250 kg (15,500 kg/10 a) 夏秋トマト 19,250 kg (5,500 kg/10 a)</p> <p>3 単 価 促成きゅうり 300 円/kg 夏秋トマト 210 円/kg</p> <p>4 所得率 26.5%</p> <p>5 単位規模当たり労働時間 促成きゅうり 900 時間/10 a 夏秋トマト 710 時間/10 a</p>					

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 専作 (促成ピーマン)	鉄骨ハウス 4,500 m <sup>2</sup>  労働力 家族 3名 主たる従事者 1名 補助 2名  雇用 1名	所得 731 万円  労働時間 6,655 時間	[資本装備] 鉄骨ハウス トラクター 動力噴霧器 倉庫 灌水装置 暖房機 貨物自動車 パソコン [技術内容] 土作り 土壌分析による合理的な施肥管理 優良品種の選定 省力化技術導入	選果場の利用  育苗管理の委託  パソコン等の活用による経営 労務管理  複式簿記の記帳	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】 農業粗収益 - 農業経営費 = 所得 2,925 万円 2,194 万円 731 万円</p> <p>1 品目及び規模 6 労働時間 促成ピーマン 4,500 m<sup>2</sup> 6,655 時間</p> <p>2 生産量 7 補助者・雇用者の労働時間 促成ピーマン 58,500kg(13,000kg/10a) 補助者 2,655 時間</p> <p>3 単価 雇用者 2,000 時間 促成ピーマン(青・赤) 500 円/kg 8 1 時間当たり雇用労賃</p> <p>4 所得率 1,100 円 25.0%</p> <p>5 単位規模当たり労働時間 1,479 時間/10 a</p>					

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 専作 (いちご)	パイプハウス 3,000 m <sup>2</sup>  労働力 家族 3名 主たる従事者 1名 補助 2名	所得 540 万円  労働時間 5,100 時間	[資本装備] パイプハウス 育苗システム 高設栽培用ベンチ トラクター トラック 畝立機 暖房機 予冷库 [技術内容] ウィルスフリー苗の利用 天敵の導入 優良品種の導入 適正施肥管理 省力化技術の導入 環境モニタリング装置・環境制御装置の活用 炭酸ガス施用	多岐の販売検討  パソコン等の活用による経営 労務管理  複式簿記の記帳	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】 農業粗収益 - 農業経営費 = 所得 1,800 万円 1,260 万円 540 万円</p> <p>1 品目及び規模 6 労働時間 いちご 3,000 m<sup>2</sup> 5,100 時間</p> <p>2 生産量 7 補助者の労働時間 15,000 kg (5,000 kg/10 a) 補助者 3,100 時間</p> <p>3 単 価 1,200 円/kg</p> <p>4 所得率 30%</p> <p>5 単位規模当たり労働時間 1,700 時間/10 a</p>					

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
植木専作	畑 25,000 m <sup>2</sup> うち客土畑 5,000 m <sup>2</sup>  労働力 家族 3名 主たる従事者 1名 補助 2名	所得 560 万円  労働時間 4,600 時間	[資本装備] パイプハウス 灌水用スプリンクラー チェーンソー クレーン付トラック バックホウ 軽トラック 防風ネット ポットングマシーン フォークリフト  [技術内容] コンテナ栽培 繁殖技術の向上 商品化率の向上	借入地による規模拡大  ほ場の団地化  ほ場の整備（灌水道路）  生産出荷・作業施設の充実  パソコン等の活用による経営 労務管理  複式簿記記帳	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】 農業粗収益 - 農業経営費 = 所得 1,300 万円 1,040 万円 560 万円</p> <p>1 品目及び規模 ツバキ、ツツジ類、コニファー類、クス、クロマツ、マテバシイ、タブノキ、サンゴジュ 他 植木類 25,000 m<sup>2</sup> 鉢植木類 1,000 m<sup>2</sup></p> <p>2 生産量 植木類 4,000 本(160 本/10a) 鉢植木類 2,500 本(2,500 本/10a)</p> <p>3 単 価 植木類 2,500 円/本 鉢植木類 1,200 円/本</p> <p>4 所得率 43.0%</p> <p>5 単位規模当たり労働時間 植木類 104 時間/10 a 鉢植木類 2,000 時間/10 a</p> <p>6 労働時間 4,600 時間</p> <p>7 補助者の労働時間 補助者 2,600 時間</p>					

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設花き 専作	パイプハウス 1,500 m <sup>2</sup>  労働力 家族 3名 主たる従事者 1名 補助 2名  雇用 1名	所得 520 万円  労働時間 4,500 時間	[資本装備] パイプハウス 自動灌水装置 液肥混入機 自動防除機 土壌混合機 ポッテングマシーン 台車 出荷準備室 パソコン [技術内容] セル成型苗の利用 商品化率の向上 計画生産、出荷マニュアルの作成	契約生産、販売  管理日誌の記帳 活用  パソコン等の活用による経営 労務管理  複式簿記記帳	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】 農業粗収益 ー 農業経営費 = 所得 1,350 万円 830 万円 520 万円</p> <p>1 品目及び規模 6 労働時間 パンジー、ペチュニア、マリーゴールド、デージー、サルビア他 4,500 時間 パイプハウス 1,500 m<sup>2</sup> 7 補助者・雇用者の労働時間 補助者 2,000 時間 雇用者 500 時間</p> <p>2 生産量 8 1 時間当たり雇用労賃 300,000 鉢 1,450 円</p> <p>3 単 価</p> <p>45 円/鉢</p> <p>4 所得率</p> <p>38.5%</p> <p>5 単位規模当たり労働時間 3 時間/m<sup>2</sup></p>					

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
酪農専業 乳牛	経産牛 26頭 育成牛 9頭 飼料畑 1ha  労働力 家族 2名 主たる従事者 1名 補助 1名  雇用 1名	所得 520万円  労働時間 3,354時間	[資本装備] 成牛舎、育成・乾乳舎 飼料庫、堆肥舎 トラクター、ダンプカー、バキューム マニユアスプレッダー、飼料機械(共同) ロールバラー、グロブ、ラッピングマシン、コンプリートフィーダー 尿処理施設 細霧装置、扇風機 [技術内容] タイストール・ミルク方式、フリーストール・フリーバラー方式 TMR方式採用 牛群検定の利用 稲WCSの活用 牛群管理システム カウ・コンフォートの採用	飼料生産機械の共同利用 未利用地活用 転換水田活用(集団連携) 飼料生産の省力化、外部化 耕畜連携による堆肥流通・利活用 給餌、搾乳システムの合理化 預託等の活用 食育・体験農業等の受入 コントラクター等による地域労働システムへの参画 パソコン等の活用による経営 労務管理 青色申告の実施 複式簿記の記帳 経営診断の実施	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】 農業粗収益 - 農業経営費 = 所得 2,608円 2,088万円 520万円</p> <p>1 品目及び規模 5 単位規模当たり労働時間 酪農専業 経産牛1頭当たり 129時間 2 生産量 6 労働時間 経産牛 26頭 3,354時間 育成牛 9頭 3 単価 7 補助者・雇用者の労働時間 114円/kg 補助者 1,500時間 雇用者 354時間 4 所得率 8 1時間当たり雇用労賃 19.9% 1,500円</p>					

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
肉用牛 専業	黒毛和種 86頭 販売頭数 51頭 稲わら活用 20ha 飼料畑 1ha  労働力 家族 2名 主たる従事者 1名 補助 1名  雇用 1名	所得 520万円  労働時間 2,499時間	[資本装備] 肥育牛舎、堆肥舎 農機具庫 トラクター（一部共同）、ダンプカー マニユアスプレッダー（共同） 飼料機械（共同） ロールベアラー、グ ローブ、ラッピング マシン ショベルローダー 牛衡器 細霧装置、扇風機 [技術内容] 国産わら活用 稲WCS活用 牛群管理システム 導入先の安定化 カウ・コンフォートの採用	飼料生産機械の共同利用 水田活用（集団連携） 導入先酪農家との連携 飼料生産の省力化、外部化 耕畜連携による堆肥の流通・利活用 給餌システムの合理化 コントラクター等による地域労働システムへの参画 パソコン等の活用による経営 労務管理 雇用の活用 青色申告の実施 複式簿記の記帳 経営診断の実施	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】 農業粗収益 ー 農業経営費 = 所得 6,543万円 6,023万円 520万円</p> <p>1 品目及び規模 4 所得率 黒毛和種 7.9%</p> <p>常時飼育 86頭 5 単位規模当たり労働時間 販売頭数 51頭 肥育牛1頭当たり 49時間</p> <p>2 生産量 6 労働時間 肥育牛1頭当たり 2,499時間</p> <p>生体重 814kg 7 補助者・雇用者の労働時間 枝肉歩留り 63% 補助者 1,500時間 枝肉重量 513kg 雇用者 714時間</p> <p>3 単価 8 1時間当たり雇用労賃 枝肉単価 2,501円/kg 1,500円</p>					



個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
養豚専業	繁殖雌豚 33頭 繁殖雄豚 2頭 肥育豚 360頭規模 経営面積 1.5ha  労働力 家族 2名 主たる従事者 1名 補助 1名	所得 520万円  労働時間 2,014時間	[資本装備] 分娩・ストール舎 子豚舎 肥育豚舎 倉庫 堆肥舎 尿処理施設 トラック ダンプカー ショベルローダー バキュームカー 消毒システム、マニユアスプレッダー [技術内容] 人工授精活用 換気システム 効率的ふん尿処理 消毒の徹底 自衛防疫 地域の耕畜連携 給餌、管理システム 自動化、合理化 育成管理方式(隔離育成)	耕畜連携による堆肥流通・利活用 慢性疾病改善等 清浄化プログラム 豚トレーサビリティ パソコン等の活用による経営 労務管理 雇用の活用 青色申告の実施 複式簿記の記帳 経営診断の実施	作業の計画化 月給制の実施 定期的な休日 各種保険加入 家族経営協定の締結
<b>【算定根拠】</b> 農業粗収益 2,633万円 - 農業経営費 2,113万円 = 所得 520万円					
1	品目及び規模			3	単 価
	養豚一貫専業				枝肉単価 488円/kg
	繁殖豚 33頭			4	所得率
	肥育豚 360頭				19.7%
2	生産量			5	単位規模当たり労働時間
	繁殖豚1頭当たり				1頭当たり 2.8時間
	年間肉豚出荷頭数 21.8頭以上			6	労働時間
	出荷時生体重 115kg				2,014時間
	枝肉歩留まり 65%			7	補助者の労働時間
	枝肉重量 75kg				補助者 214時間

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
採卵鶏専業	採卵鶏 24,500羽 育雛 3,300羽 経営面積 1.5ha 労働力 家族 2名 主たる従事者 1名 補助 1名 雇用 6名	所得 520万円 労働時間 14,774時間 家族労働 3,700時間	[資本装備] 成鶏舎 育雛舎 倉庫 堆肥舎 トラック ダンプカー ショベルローダー 消毒システム マニユアスプレッダー [技術内容] 換気システム 効率的ふん尿処理 消毒の徹底 自衛防疫 地域の耕畜連携	耕畜連携による 堆肥の流通・利活用 慢性疾病改善等 清浄化プログラム 給餌、管理システムの自動化、合理化 パソコン等の活用による経営 労務管理 雇用の活用 青色申告の実施 複式簿記の記帳 経営診断の実施	作業の計画化 月給制の実施 定期的な休日 各種保険加入 家族経営協定の締結
<b>【算定根拠】</b>	農業粗収益 8,433万円	－	農業経営費 7,913万円	=	所得 520万円
1 品目及び規模 採卵鶏専業 採卵鶏 24,500羽				5	単位規模当たり労働時間 採卵鶏 100羽当たり 60.3時間
2 生産量 採卵鶏 1羽当たり 年間採卵量 16.8kg				6	労働時間 14,774時間
3 単価 卵価 204.9円/kg				7	補助者・雇用者の労働時間 補助者 1,774時間 雇用者 1,833時間
4 所得率 6.2%				8	1時間当たり雇用労賃 1,100円

組織経営体（営農組合）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様																																																								
水稲専作	水田 60ha パイプハウス 1,600 m <sup>2</sup>  労働力 役員等 4名 主たる従事者 2名 補助 2名  雇用 1名	所得 1,288 万円  労働時間 9,780 時間	[資本装備] トラクター (60・40ps) 田植機 (8 条) コンバイン (6 条) 畦塗機・播種機・育苗機 ドライブハロー 乾燥機 トラック・軽トラック フォークリフト パイプハウス、作業場、格納庫 [技術内容] 移植栽培 収穫期間を 1 ヶ月と る計画的な作付け 低コスト・省力化	長期間安定借地  ほ場の団地化  ほ場別栽培記録  パソコン等の活用による経営 労務管理  複式簿記記帳  法人化  販路拡大  フレコン出荷	作付け及び作業 の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入																																																								
<p>【算定根拠】 農業粗収益 - 農業経営費 = 所得 6,056 万円 4,768 万円 1,288 万円</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>品目及び規模</td> <td>5</td> <td>単位規模当たり労働時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コシヒカリ 300,000 m<sup>2</sup></td> <td></td> <td>16.3 時間/10 a</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ふさおとめ 60,000 m<sup>2</sup></td> <td>6</td> <td>労働時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飼料用米 240,000 m<sup>2</sup></td> <td></td> <td>9,780 時間</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>生産量</td> <td>7</td> <td>補助者・雇用者の労働時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コシヒカリ 173,100 kg (577 kg/10 a)</td> <td></td> <td>補助者 4,000 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ふさおとめ 34,620 kg (577 kg/10 a)</td> <td></td> <td>雇用者 1,780 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飼料用米 144,000 kg (600 kg/10 a)</td> <td>8</td> <td>1 時間当たり雇用労賃</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>単 価</td> <td></td> <td>1,100 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コシヒカリ 183 円/kg</td> <td>9</td> <td>借入面積</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ふさおとめ 173 円/kg</td> <td></td> <td>55ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飼料用米 19 円/kg (交付金 84,000 円/10a)</td> <td>10</td> <td>10 a 当たり地代</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>所得率</td> <td></td> <td>23,500 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						1	品目及び規模	5	単位規模当たり労働時間		コシヒカリ 300,000 m <sup>2</sup>		16.3 時間/10 a		ふさおとめ 60,000 m <sup>2</sup>	6	労働時間		飼料用米 240,000 m <sup>2</sup>		9,780 時間	2	生産量	7	補助者・雇用者の労働時間		コシヒカリ 173,100 kg (577 kg/10 a)		補助者 4,000 時間		ふさおとめ 34,620 kg (577 kg/10 a)		雇用者 1,780 時間		飼料用米 144,000 kg (600 kg/10 a)	8	1 時間当たり雇用労賃	3	単 価		1,100 円		コシヒカリ 183 円/kg	9	借入面積		ふさおとめ 173 円/kg		55ha		飼料用米 19 円/kg (交付金 84,000 円/10a)	10	10 a 当たり地代	4	所得率		23,500 円		20.0%		
1	品目及び規模	5	単位規模当たり労働時間																																																										
	コシヒカリ 300,000 m <sup>2</sup>		16.3 時間/10 a																																																										
	ふさおとめ 60,000 m <sup>2</sup>	6	労働時間																																																										
	飼料用米 240,000 m <sup>2</sup>		9,780 時間																																																										
2	生産量	7	補助者・雇用者の労働時間																																																										
	コシヒカリ 173,100 kg (577 kg/10 a)		補助者 4,000 時間																																																										
	ふさおとめ 34,620 kg (577 kg/10 a)		雇用者 1,780 時間																																																										
	飼料用米 144,000 kg (600 kg/10 a)	8	1 時間当たり雇用労賃																																																										
3	単 価		1,100 円																																																										
	コシヒカリ 183 円/kg	9	借入面積																																																										
	ふさおとめ 173 円/kg		55ha																																																										
	飼料用米 19 円/kg (交付金 84,000 円/10a)	10	10 a 当たり地代																																																										
4	所得率		23,500 円																																																										
	20.0%																																																												

## 第4 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

### 1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき指標

現に本市で展開されている経営事例を踏まえ、第2の5で示した目標の達成を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本市における主要な営農類型を例示すると、以下のとおりである。

なお、例示は、新たに農地等を確保して就農する場合や親の経営から独立した新たな部門を起こす場合を想定している。

組織形態	営農類型
個別経営体	露地野菜専作（ねぎ） 露地野菜専作（こまつな＋ほうれんそう） 施設野菜専作（大玉トマト） 施設野菜専作（ミニトマト） 施設野菜専作（促成きゅうり＋夏秋トマト） 施設野菜専作（いちご）

#### ※1 個別経営体

個別経営体は、個人又は法人の経営形態で、労働力構成として経営主1名とその家族又は雇用労働者1～2名程度で営まれることを想定している。

## 2 営農類型ごとの指標

### 個別経営体

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
露地野菜 専作 (ねぎ)	畑 7,000 m <sup>2</sup> パイプハウス 2,500 m <sup>2</sup>  労働力 家族 2名 主たる従事者 1名 補助 1名	所得 276 万円  労働時間 2,450 時間	[資本装備] パイプハウス 作業場 トラクター 動力噴霧器 管理機 掘取機 皮むき機 軽トラック パソコン [技術内容] 出荷期間の長期化 土壌分析による合理的な施肥管理	農作業日誌の記帳活用  パソコン等の活用による経営労務管理  複式簿記の記帳	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<b>【算定根拠】</b>	農業粗収益 691 万円	—	農業経営費 415 万円	=	所得 276 万円
1	品目及び規模 秋冬ねぎ 5,000 m <sup>2</sup> 夏ねぎ 2,000 m <sup>2</sup>			6	労働時間 2,450 時間
2	生産量 秋冬ねぎ 16,000 kg (3,200 kg/10 a) 夏ねぎ 6,400 kg (3,200 kg/10 a)			7	補助者の労働時間 補助者 450 時間
3	単価 秋冬ねぎ 300 円/kg 夏ねぎ 330 円/kg			8	借入面積 7,000 m <sup>2</sup>
4	所得率 39.9%			9	10 a 当たり地代 26,400 円
5	単位規模当たり労働時間 350 時間/10 a				

個別経営体

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
露地野菜 専作 (こまつな +ほうれん そう)	畑 7,000 m <sup>2</sup>  労働力 家族 2名 主たる従事 者 1名 補助 1名	所得 282 万円  労働時間 3,822 時間	[資本装備] トラクター 動力噴霧器 管理機 軽トラック 予冷庫 パソコン [技術内容] 土壌分析による合理的な施肥管理 生産性及び耐病性の高い品種の採用 品種に応じた栽培管理	農作業日誌の記帳活用  パソコン等の活用による経営労務管理	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】 農業粗収益 - 農業経営費 = 所得 806 万円 524 万円 282 万円</p> <p>1 品目及び規模 6 労働時間 こまつな (夏どり) 3,500 m<sup>2</sup> 3,822 時間 ほうれんそう (秋冬どり) 7,000 m<sup>2</sup> 7 補助者の労働時間 ほうれんそう (春どり) 3,500 m<sup>2</sup> 補助者 1,822 時間</p> <p>2 生産量 8 借入面積 こまつな (夏どり) 6,300 kg (1,800 kg/10 a) 7,000 m<sup>2</sup> ほうれんそう (秋冬どり) 10,500 kg (1,500 kg/10 a) 10 10 a 当たり地代 ほうれんそう (春どり) 5,250 kg (1,500 kg/10 a) 26,400 円</p> <p>3 単 価 こまつな (夏どり) 280 円/kg ほうれんそう (共通) 400 円/kg</p> <p>4 所得率 34.9%</p> <p>5 単位規模当たり労働時間 273 時間/10 a</p>					

個別経営体

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 専作 (大玉トマト)	鉄骨ハウス 2,000 m <sup>2</sup>  労働力 家族 2名 主たる従事者 1名 補助 1名	所得 270 万円  労働時間 3,788 時間	[資本装備] 鉄骨ハウス 動力噴霧器 トラクター 灌水装置 暖房機 貨物自動車 パソコン [技術内容] 土作り 土壌分析による合理的な施肥管理 優良品種の選定	選果場の利用  パソコン等の活用による経営 労務管理	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】 農業粗収益 820 万円 - 農業経営費 550 万円 = 所得 270 万円</p>					
1	品目および規模			6	労働時間
	半促成トマト 2,000 m <sup>2</sup>				3,788 時間
	抑制トマト 2,000 m <sup>2</sup>			7	補助者の労働時間
2	生産量				補助者 1,788 時間
	半促成トマト 14,000 kg (7,000kg/10a)			8	借入面積
	抑制トマト 10,000 kg (5,000kg/10a)				2,000 m <sup>2</sup>
3	単 価			9	10 a 当たり地代
	半促成トマト 300 円/kg				26,400 円
	抑制トマト 400 円/kg				
4	所得率				
	32.9%				
5	単位規模当たり労働時間				
	半促成トマト 1,299 時間/10 a				
	抑制トマト 595 時間/10 a				

個別経営体

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 専作 (ミニトマト)	鉄骨ハウス 2,000 m <sup>2</sup>  労働力 家族 2名 主たる従事者 1名 補助 1名	所得 272 万円  労働時間 3,000 時間	[資本装備] 鉄骨ハウス 動力噴霧器 トラクター 灌水装置 暖房機 貨物自動車 パソコン [技術内容] 土作り 土壌分析による合理的な施肥管理 優良品種の選定 交配作業の効率化 (マルハナバチ)	選果場の利用  パソコン等の活用による経営 労務管理  複式簿記の記帳	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<b>【算定根拠】</b>	農業粗収益 940 万円	—	農業経営費 668 万円	=	所得 272 万円
1 品目及び規模 ミニトマト 2,000 m <sup>2</sup>				6	労働時間 3,000 時間
2 生産量 20,000 kg (10,000 kg/10 a)				7	補助者の労働時間 補助者 1,000 時間
3 単価 470 円/kg				8	借入面積 2,000 m <sup>2</sup>
4 所得率 28.9%				9	10 a 当たり地代 26,400 円
5 単位規模当たり労働時間 1,500 時間/10 a					



個別経営体

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 専作 (促成きゅうり+夏秋トマト)	鉄骨ハウス 2,000 m <sup>2</sup>  労働力 家族 2名 主たる従事者 1名 補助 1名	所得 270 万円  労働時間 3,000 時間	[資本装備] 鉄骨ハウス 動力噴霧器 トラクター 灌水装置 暖房機 貨物自動車 パソコン [技術内容] 土作り 土壌分析による合理的な施肥管理 優良品種の選定	選果場の利用  パソコン等の活用による経営 労務管理  複式簿記の記帳	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
<p>【算定根拠】 農業粗収益 - 農業経営費 = 所得 1,038 万円 768 万円 270 万円</p>					
1	品目及び規模			6	労働時間
	促成きゅうり 2,000 m <sup>2</sup>				3,000 時間
	夏秋トマト 2,000 m <sup>2</sup>			7	補助者の労働時間
2	生産量				補助者 1,000 時間
	促成きゅうり 29,000 kg (14,500 kg/10 a)			8	借入面積
	夏秋トマト 8,000 kg (4,000 kg/10 a)				2,000 m <sup>2</sup>
3	単価			9	10 a 当たり地代
	促成きゅうり 300 円/kg				26,400 円
	夏秋トマト 210 円/kg				
4	所得率				
	26.0%				
5	単位規模当たり労働時間				
	促成きゅうり 900 時間/10 a				
	夏秋トマト 600 時間/10 a				

個別経営体

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 専作 (いちご)	パイプハウス 2,000 m <sup>2</sup>  労働力 家族 2名 主たる従事者 1名 補助 1名	所得 277 万円  労働時間 3,400 時間	[資本装備] パイプハウス 育苗システム 高設栽培用ベンチ トラクター トラック 畝立機 暖房機 予冷庫 パソコン [技術内容] ウィルスフリー苗の利用 天敵の導入 優良品種の導入 適正施肥管理 省力化技術の導入 環境モニタリング装置・環境制御装置の活用 炭酸ガス施用	多岐の販売検討  パソコン等の活用による経営 労務管理  複式簿記の記帳	作付け及び作業の計画化  月給制の実施  定期的な休日  各種保険加入  家族経営協定の締結
【算定根拠】					
	農業粗収益	—	農業経営費	=	所得
	840 万円		563 万円		277 万円
1	品目及び規模 いちご 2,000 m <sup>2</sup>			6	労働時間 3,400 時間
2	生産量 8,400 kg (4,200 kg/10 a)			7	補助者の労働時間 補助者 1,400 時間
3	単価 1,000 円/kg			8	借入面積 2,000 m <sup>2</sup>
4	所得率 32.9%			9	10 a 当たり地代 26,400 円
5	単位規模当たり労働時間 1,700 時間/10 a				

## 第5 第3及び第4に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

#### (1) 経営体の育成

本市農業の維持・発展を図り、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化等に対応した、高い知識と技術を有する人材の確保・育成に取り組む。

具体的には、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、海匠農業事務所や千葉県農業者総合支援センターをはじめ、千葉県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、ちばみどり農業協同組合等と連携して、研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、就農情報の提供や、農地・農業用機械等の取得の支援、生活に対する情報提供・支援、受入体制の整備等を行う。加えて、先進的な法人経営等での実践的研修の実施や、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展支援等を行う。

#### (2) 農業従事者の幅広い確保

農業従事者の安定的な確保を図るため、農業従事の態様等の改善や、家族経営協定締結による就業制・休日制の導入等に取り組むとともに、職業としての農業の魅力等を発信する。

また、雇用されて農業に従事する者や、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者、移住者や高齢者、障害者等の多様な人材が地域に定着し活躍できるよう、必要な情報の提供や、受入体制の整備、研修や交流会の実施等を支援する。

### 2 本市が主体的に行う取組

#### (1) 多様な人材の確保

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、海匠農業事務所やちばみどり農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供や、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農地・農業用機械等のあっせん・確保、資金調達等のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、営農面だけでなく生活面を含めた各種相談に対応するとともに、他の農家等との交流の場を設ける等の必要に応じたサポートを行う。

さらに、本市が主体となって、海匠農業事務所や匝瑳市農業委員会、ちばみどり農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着までに必要なサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。

取組に当たっては、新規就農者等が地域内で孤立することがないように配慮するとともに、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じるものとする。

(2) 新たに農業経営を始めようとする青年等

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金や農地利用効率化等支援交付金等の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着や経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導するものとする。

**3 関係機関の連携・役割分担の考え方**

本市は、海匝農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と連携し、就農相談や就農希望者の営農計画作成等を支援する。就農希望者等の受入については、関係機関と連携したサポート体制を構築し、生活・住居等に関する情報提供や地域の定着に向けたサポートを行う。

匝瑳市農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行う。

ちばみどり農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、その他必要なサポートを行う。

海匝農業事務所は、担い手の育成に向けて、普及指導員による指導や、各種の研修会等の実施、専門家派遣による個別支援等を行う。

個々の集落（地域計画の作成区域等）においては、農業を担う者を受け入れるための雰囲気づくりやコミュニケーションの創出等を行う。

**4 本市が主体的に行う取組就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保及び育成のための情報収集・相互提供**

本市は、ちばみどり農業協同組合と連携して、新規就農者の受入体制や研修体制、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等の就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、海匝農業事務所と情報共有する。

また、農業を担う者の確保のため、ちばみどり農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、海匝農業事務所や千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、匝瑳市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けた必要なサポートを行う。

**第6 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項**

**1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標**

本市農業の持続的な発展を目指す上で、農業生産の基盤である農用地をいかに確保し、保全していくかは、重要な施策課題のひとつである。

そのためにも、優良農地を集団的に保全するという方針のもと、無秩序な土地利用を防止するとともに、農地の利用集積や中間管理事業等の活用により、意欲と能力のある経営感覚に優れた担い手、すなわち、上記第3に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者（個別経営体・組織経営体）に対する農用地の利用集積を進めていく必要がある。

利用集積の目標は、次に掲げるとおりである。

○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積の目標

地 域	農用地面積 (A)	利用集積の目標面積 (B)	目標シェア (B/A×100)
全 域	ha 4, 8 0 8	ha 2, 8 8 5	% 6 0

(注)

- 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的農作業（水稻については耕起・代掻き・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。
- 2 目標年次は概ね10年後とする。

**2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項**

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んでいる。しかし、山間部においては、狭小等の条件不利な農地が多数存在しており、利用集積や担い手の規模拡大が停滞する一因となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

農業従事者の高齢化、後継者不足に伴い、集積の進まない農用地が増加することが見込まれる。そのため、匠瑤市農業再生協議会等と連携し、担い手の確保・育成を図るとともに、それらの者への農用地の集積を推進するための事業を実施する。

(3) 関係団体等との連携体制

農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、

千葉県、匝瑳市農業委員会、ちばみどり農業協同組合、土地改良区等と連携の強化を図る。



## 第7 農業経営基盤強化促進事業に関する基本的な事項

### 1 農業経営基盤強化促進事業について

本市は、千葉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しながら、本市農業の地域特性を十分に踏まえて、次に掲げる事項に沿って、法第4条第3項に定める農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

- (1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法に関する事項
- (2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準に関する事項
- (3) 法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- (4) 利用権設定等促進事業に関する事項
- (5) 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (6) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (7) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (8) 効率的かつ安定的な農業経営の確保及び育成に向けた積極的な取組に関する事業
- (9) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- (10) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保及び育成に関する事業

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう、指導や助言を行う。

### 2 法第18条第1項の協議の場の設置の方法に関する事項

- (1) 開催時期  
幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定する。
- (2) 開催に係る情報提供の方法  
開催に当たっては、広報そうさへの掲載や市公式ホームページ等のインターネットの利用等に加え、既存の農業関係の協議や集まりの場を積極的に活用し、幅広く周知を図る。
- (3) 参加者  
農業者、匝瑳市、匝瑳市農業委員会委員、匝瑳市農地利用最適化推進委員、ちばみどり農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とする。
- (4) 協議すべき事項  
地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(5) 相談窓口の設置

協議の場の参加者等による協議事項に係る問合せへの対応を行うため、農林水産課に窓口を置く。

3 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準に関する事項

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまでの実質化された人・農地プランが策定されている区域をもとに、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

4 法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

地域計画の策定に当たっては、千葉県・匝瑳市農業委員会・農地中間管理機構・ちばみどり農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか等の進捗管理を毎年実施する。

5 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人を言う。以下同じ。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている



る者であること。

- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。
  - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは法第 7 条に規定する農地中間管理機構の事業の特例を行う場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号。以下「政令」という。）第 3 条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜を行うと認められること。
  - イ 本市への確約書の提出や協定の締結を行う等により、その者が農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ウ その者が法人である場合においては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると

認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり、農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の集積を図るため、必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を

始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 匠瑤市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に対して農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって、農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により、本市に対して農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化や、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により、本市に対して農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合は、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による匠瑤市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②及び③の規定による土地改良区又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たって、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者が、これらを実行する能力があるかについて、確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
  - ② ①に規定する者が、利用権の設定等（（１）の④に定めるものである場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
  - ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
  - ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
  - ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
  - ⑥ ①に規定する者が、（１）の④に該当する場合には、次に掲げる事項
    - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた場合において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
    - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２で定めるところにより、その権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量等、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
    - ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
      - （ア） 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
      - （イ） 原状回復の費用の負担者
      - （ウ） 原状回復がされないときの損害賠償の取り決め
      - （エ） 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取り決め
      - （オ） その他撤退した場合の混乱を防止するための取り決め
  - ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を策定したときは、（７）の②に規定する土地ごとに、（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分



を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、匝瑳市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による匝瑳市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定を受けた者の債務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう務めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 農用地利用集積計画の取り消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役を利分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、匝瑳市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利の設定

をした者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取り消しに係る部分を、本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 匠瑳市農業委員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業、農地中間管理事業の特例事業の活用等）の働きかけ等を行う。

## 6 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

地域の農用地の有効利用を図り、効率的かつ安定的な経営への優良農地の集積を円滑に推進するためには、地域の合意と自主性に基づいた取組が必要である。

そのため、本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する

る事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が本構想に適合するものであること

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る当該農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事



項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、

(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規定は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的

かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導及び援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、匠瑳市農業委員会、海匠農業事務所、農業協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）等の指導、助言を求めてきたときは、海匠地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

7 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定等への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 8 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した、高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、相談機能の一層の充実や、先進的な法人経営等での実践的研修、女性、高齢者、障害者をはじめ、移住者や移住希望者等の地域内外の様々な主体が、担い手として能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制やヘルパー制度の導入、家族経営協定の締結や法人化等の推進、高齢者・非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 9 効率的かつ安定的な農業経営の確保及び育成に向けた積極的な取組に関する事項

### (1) 認定農業者制度の推進

地域農業の将来を担う意欲と能力のあるプロの経営者の確保・育成や、地域の主体的な取組が求められている中で、農業経営基盤強化促進法の制定に伴い創設された認定農業者制度は、農業者が誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組むことや、経営者としての自覚を高めることが期待できることから、市は関係機関・団体と連携し、制度の普及推進に取り組んできた。

今後とも制度の一層の普及推進を図るとともに、農業者が支援策を効率的に活用しつつ、経営改善を円滑に進めることが出来るよう支援していく。

また、関係機関・団体が密接な連携を取り、認定農業者や認定志向農業者の指導・支援活動を展開するとともに、5年間の認定期間を満了した者に対して、経営のさらなる発展に向け、農業経営改善計画の実績点検と経営改善に向けた新たな計画の作成・指導等に積極的に取り組むこととする。

### (2) 農業経営の法人化の推進

効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成を進め、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが求められている中で、農業経営の法人化は、経営管理能力・資金調達力の向上、就業条件の整備による優れた人材の確保等、多くのメリットが期待されることから、今後とも農業経営の法人化を積極的に推進する。

### (3) 新規就農の促進

農家戸数の減少や高齢化が進む中で、時代の変化に対応し、経営感覚に優れた意欲的な経営が展開できるような、これからの本市農業を担う後継者や新規参入者を受け入れ、確保・育成していくことが重要である。

このことから、国内外における就農研修の実施等により、意欲ある後継者の資質向上対策の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、新規学卒者やUIJ ターン就農者に対する支援体制の充実を図る。

## 10 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、上記1から9までに掲げた事項の推進に当たっては、限られた財源を効果的・効率的に活用しつつ、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 本市は、県営経営体育成基盤整備事業による農業生産基盤整備により、ほ場の大区画化や農用地利用集積を進め、地域農業の中心となる効率的かつ安定的な経営体の育成を目指す。
- ② 本市は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

本市は、匠瑳市農業委員会、海匠農業事務所、ちばみどり農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤の強化の促進方策について検討するとともに、効率的かつ安定的な農業経営者の育成及びこれらの者に対する農用地利用の集積を推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

匠瑳市農業委員会、ちばみどり農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤の強化の円滑な実施に資することとなるよう、海匠地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力体制の推進に配慮する。

## 11 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保及び育成に関する事項

第2の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、第5に掲げた事項を重点的に推進する。

## 第8 その他

本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年6月 1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和 5年9月28日から施行する。



## 別紙 1 (第 7 の 5 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）による改正前の法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定されている地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
  - (1) 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - ……改正前の法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
  - (2) 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - ……その土地を効率的に利用することができることと認められること
- 2 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）
  - (1) 対象農地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
  - (2) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ……その土地を効率的に利用することができることと認められること
- 3 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 5 号、第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
  - ・ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ……その土地を効率的に利用することができることと認められること

別紙2（第7の5（2）関係）

1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年以上（農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて上記年数とすることが適当でない認められる場合には、これと異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価格について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価格とする旨を定めるものとする。</p>



2 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ	Iの④に同じ。

3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 Iの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものと</p>	<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ。

	する。		
4 所有権の移転を受ける場合			
①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期	
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の特価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の特価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行うものの指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の特価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。	



# 匝瑳市農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

---

発行：令和5年9月

発行者：千葉県匝瑳市

編集：匝瑳市役所農林水産課

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

TEL：0479-73-0089 / FAX：0479-72-1117

---